

公告後に機構が写しを送りますが、控えはご自身でお取りください

農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構を通じて農地の貸借をする際に作成する計画です。農地、出し手、受け手、年数や賃料等の条件に同意した内容を記載してください。この計画を市町村長が認可・公告することで、この計画に記載された権利設定等が効力を生じます。

甲捨て印



押印(認印)または氏名を署名をしてください

※自署(氏名)も可

農地中間管理権の設定関係

※(集積) 出し手 → 機構

1 各筆明細 地域計画 1 区域内 2 区域外

整理番号				契約関係者		氏名又は名称		住所											
地域計画は市町村が記入します				農地中間管理機構に権利を設定する者(甲)		オカヤマ ダシテ		〒111-2222 (電話番号:任意記入) 080-3333-4444											
農地中間管理機構(乙)				農地の所有者、出し手です。所有者が複数の場合は代表者。他の共有者等は(C)欄へ記入。		岡山 出し手		岡山県〇〇郡〇〇町〇567-8											
農地中間管理権の設定をする土地(A)				農地中間管理機構(乙)		公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団		岡山市中区古京町一丁目7番36号											
所在等 ※該当に○				現況地目 ※該当に○か記入		面積 m <sup>2</sup>		権利の種類 ※該当に○		内容(土地の利用目的) ※該当に○か記入		始期		存続期間(終期)		借賃(年額)		(賃貸借の場合) 借賃の支払方法	
市町村名		〇〇市(町)村				m <sup>2</sup> で記入 10a=1反=1,000m <sup>2</sup>													
No.	大字	字(省略可)	地番																
1	榎原上	奥	1368-1	田	畑	1,200	貸借権	使用貸借	水田	畑	樹園地	令和7年5月15日	令和17年5月31日	6,000円	毎年12月25日までに(甲)が指定する口座に振込				
2	榎原上		1702	田	畑	3,000	貸借権	使用貸借	水田	畑	樹園地	令和7年5月15日	令和17年5月31日	15,000円					
3	榎原中	宮ノ上	1483(一部)	田	畑	1,500	貸借権	使用貸借	水田	畑	樹園地	令和7年5月15日	令和17年5月31日	0円					
4				田	畑		貸借権	使用貸借	水田	畑	樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日						
5				田	畑		貸借権	使用貸借	水田	畑	樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日						
6				田	畑		貸借権	使用貸借	水田	畑	樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日						
7				田	畑		貸借権	使用貸借	水田	畑	樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日						
8				田	畑		貸借権	使用貸借	水田	畑	樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日						
9				田	畑		貸借権	使用貸借	水田	畑	樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日						
10				田	畑		貸借権	使用貸借	水田	畑	樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日						
計						5,700m <sup>2</sup>	合計面積、合計借賃を記入						21,000円						

一筆の年額です 10a単価ではありません

農地について、不明の場合は農地台帳により記入してください

一筆の一部の場合は、地番(一部)、貸借する面積を記載し、簡易な図面を添付してください

借賃が有償の場合は「賃借権」、無償の場合は「使用貸借」を選択

受け手の利用目的を選択します 水田転作は水田を選択

始期は、受け手が利用を開始する日です。市町村に相談のうえ、認可・公告以後の日付としてください。存続期間(終期)は、通常、始期の貸借年数後の月末を終期とします。借受年数は、10年以上をお勧めしており、3年未満の取扱はしません。

借賃は、農業委員会が公表する地域の借賃を参考に、出し手と受け手の合意により決め、一筆ごとに1年の賃料を記入してください。物納の取扱はしません。

(甲)以外の者で(A)の土地につき所有権その他の使用収益権を有する者(C)	住所	氏名又は名称	権原の種類 ※該当に○か記入	同意印	備考
	岡山県〇〇市〇〇区〇123-4	岡山 貸代	所有権・その他( )		※自署(氏名)も可
	農地の所有者等が複数の場合、代表者以外の方を記載してください。1/2を超える同意が必要です。			所有権・その他( )	押印(認印)または氏名を署名をしてください

電話番号は任意記入ですが、この計画書の修正や農地管理など、ご連絡する場合がありますのでご協力をお願いします。裏面の共通事項(16)により取り扱うことに同意いただける場合は、記入の上、同意欄の口をチェックしてください。

この計画に同意する。 ※☑してください。 ☑ 私は、上記の電話番号が裏面の「2 共通事項」(16)により取り扱われることに同意します。

農地中間管理機構に権利を設定する者 (甲) 住所(同上) (氏名・名称) 岡山 出し手

※自署(氏名)も可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。

令和 年 月 日 農地中間管理機構 (乙) 住所(同上) 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 理事長 印

押印(認印)または氏名を署名をしてください

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、農地中間管理権の設定をする者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、地番に「(一部)」と記載し、面積欄には借受ける一部の面積を記載する。また、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(「毎年12月25日までに(甲)が指定する口座に振込」)を記載する。なお、対象土地が共有の場合でも賃料は(甲)が指定する口座に一括して支払うものとする。また、物納は認められない。
- (9) (C) 欄は、甲以外の使用収益権(所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利)を有する者がいないときは記入を要しない(抵当権者の記入は不要)。

2 共通事項

**設定される権利についての共通事項を記載していますので、ご確認ください**

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 権利設定
 

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。なお、当該土地以外のもの(建物、棚及びハウス等の構築物、立竹木など本計画の策定時に当該土地に設置又は植栽されているもの)については、本計画によりいかなる権利も設定されない。
- (2) 借賃の改訂
 

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、農地中間管理機構(以下「乙」という。)に権利の設定をする者(以下「甲」という。)、乙及び乙から権利の設定を受ける者(以下「転借人」という。)が協議して定める額に改訂する。
- (3) 借賃の支払猶予
 

天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び転借人が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (4) 転貸
 

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。
- (5) 借賃の増額又は減額
 

ア 甲、乙及び転借人は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び転借人は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び転借人が協議して定める。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び転借人が協議の上、定める。
- (6) 境界の明示
 

甲は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明かにする。
- (7) 障害の除去等
 

甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (8) 修繕及び改良
 

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰すことができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。
- (9) 附属物の設置等
 

ア 転借人が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、転借人は市町村及び農地中間管理機構(以下「機構」という。)の設置を行う場合、この附属物の設置をした場合において、甲の同意を得なければならない。また、乙が転借人に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、附属物の設置について甲も同意していることを通知するものとするが、甲、乙及び転借人が、別途確認書を交わしたときは、この限りではない。なお、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了した時は、転借人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

**新たに果樹等の植栽やハウス等の施設を設置する場合の取扱いです。この附属物の設置をした場合において、甲の同意を得なければならない。また、乙が転借人に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、附属物の設置について甲も同意していることを通知するものとするが、甲、乙及び転借人が、別途確認書を交わしたときは、この限りではない。なお、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了した時は、転借人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。**

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、転借人は収去の義務を負わない。この場合、転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

- (10) 租税公課等の負担
 

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、当事者間で協議の上、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。ただし、この計画によらず、地域の取決め等により当事者間で協議、決定して差し支えない。

エ その他作付けしない期間等を含む当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。
- (11) 賃貸借又は使用貸借の解除
 

乙は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 相当の期間(1年間)を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (12) 賃貸借又は使用貸借の終了
 

天災その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (13) 目的物の返還
 

ア 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人はその終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。乙は原状回復の義務を負わない。原状回復とは、農地の形状や水利を貸付当初の状態に回復することを意味し、その回復の程度について疑義あるときは、返還後に通常の耕作が可能な状態をもって原状回復とする。(附属物の取扱いについては(9)による。)ただし、天災その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた質質の変更については、転借人は、原状回復の義務を負わない。

イ 転借人は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び転借人の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び転借人双方の申出に基づき岡山県が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 転借人は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかなるを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (14) 権利取得者の責務
 

乙は、転借人に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (15) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
 

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の第3項の土地改良事業が行われることがある。
- (16) 個人情報の取扱について
 

乙は、農地中間管理事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。甲は、乙が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報について、本事業による利用のほか、本事業の実施に関して、県、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関等に必要最小限度内において個人情報を第三者提供することに同意する。
- (17) その他
 

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び転借人並びに岡山県、当該土地の所在市町村が協議して定める。
- (18) 農用地利用集積等促進計画書の保有
 

本計画が認可、公告された後は、認可者が本計画書の原本を保有する。甲及び乙は、それぞれ本計画書の(写)を保有するものとする。

**表面の同意の個人情報の取扱について、ご確認ください**

**認可、公告された後は、機構が出し手、受け手に写しを送付し、それぞれが保有します**

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
経常賦課金	出し手が負担	
特別賦課金	出し手が負担	
水利費	受け手が負担	
その他( )		

**出し手と受け手で協議の上、別表2に記載します記載が無い場合は、(10)ウによります**

※別表2に記載のない場合は、2 共通事項 (10)租税公課等の負担 に記載の原則による。